

「広報あしや」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、芦屋市有料広告の取扱いに関する要綱（平成20年芦屋市要綱）（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、市が発行する広報紙「広報あしや」（以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 広報に掲載できる広告は、市の広報紙としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、中立性のあるものとし、要綱第3条及び芦屋市広告掲載の取扱基準（平成20年芦屋市基準）の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 公益性及び公共性が認められないもの
- (2) 別表に規定する広告掲載の範囲以外のもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか市の広報紙に掲載する広告として市長が適当でない
と認めるもの

(広告の大きさ及び掲載位置)

第3条 広告の大きさは、1件当たり縦66ミリメートル横120ミリメートル（以下「1種広告」という。）とする。ただし、同一ページの隣り合う2つの広告を1件の広告（以下「2種広告」という。）とすることができる。

2 広告の掲載位置は、広報を担当する課の課長が決定する。

(掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は、1種広告1件当たり50,000円、2種広告1件当たり100,000円とする。

(掲載申込)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、「広報あしや」広告掲載申込書（様式第1号）に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

2 申込締切りは、広報発行日より30日前とする。

3 同一申込者が申し込める広告は、広報1号につき1件限りとする。

(掲載決定等)

第6条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、「広報あしや」広告掲載許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知しなければならない。

2 広告掲載可否の決定は、別表の区分の順位によるものとし、申込者が多数の場合は別表の区分ごとの抽選とする。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申込者に修正を求めることができる。

(掲載料金の納入)

第7条 申込者は、前条の規定による掲載決定後、7日以内に市の発行する納付書により広告掲載料金を納入するものとする。

(広告の版下作成)

第8条 市長は、前条の規定による広告掲載料金の納入を確認後、直ちに広告の版下を作成するものとする。

(広告代理店への委託)

第9条 市長は、広告の募集、広告の版下作成を広告代理店に委託することができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表

「広報あしや」掲載広告の範囲及び内容

	業 種	内 容	備 考
1	政府機関、 地方公共団体及びこれらに順 ずるもの	業務全般	
2	上記の外郭団体 法的に公共性が求められてい る法人等(日本放送協会など)	市民にとって公益性の高 い内容であること	
3	公益性の高い私企業 (電気・ガス・水道・運輸 ・通信・新聞・放送・銀行等)	市民にとって公益性の高 い内容であること	ここでいう運輸とは、 鉄道事業法，道路運送 法，航空法で事業免許を 受けたもの
4	公益性の高い業種 (弁護士，行政書士，司法書 士，公認会計士等)	市民にとって公益性の高 い内容であること	
5	企業等の連合体 (商店連合会、 協同 組合等)	市民にとって公益性の高 い内容であること	
6	公的な，レクリエーション施 設，老人介護施設等	利用案内等，市民にとっ て公益性の高い内容であ ること	
7	市内の学校、 各種市民団体	文化事業，生徒募集 (営利・宗教・政治・反社会 的なものは除く)	各種学校も可